

第24期農業委員会スタート!!



後列左から

横井委員、星野委員、内田委員、宇佐美委員、横山委員

前列左から

寶谷委員、吉田委員、荒堀会長、鹿濱会長職務代理者、鈴木委員、馬場委員

農業委員会だより

(第46号)

令和二年七月十五日
編集発行 足立区農業委員会
足立区中央本町一十七ー一
TEL 三八八〇一五八六六(直)

令和2年7月20日

第24期足立区農業委員が決まりました。

◆会長挨拶◆

第24期の足立区農業委員会が発足いたしました。前期に引き続きまして会長を務めることとなりました。

ご案内のとおり、平成4・5年に指定を受けた生産緑地については、今期中に指定30年目を迎えます。「特定生産緑地制度を知らなかった」という農業者を1人もつからないように、現在も周知活動を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることのないよう切望しております。

足立の農業発展に寄与することを目的として、各委員の皆様の見解のみならず、農業者の皆様の要望も伺いながら、委員としての活動を進めてまいりたいと考えております。

足立区の総面積における農地の割合は約1%しかないそうです。農作物の生産はもとより、地域住民の生活環境を守るうえでも、これ以上農地を減らすわけにはいきません。

ぜひ、より多く特定生産緑地の指定を受け、「農業区足立」を再現したいと願っております。今期もよろしく願いたします。

第24期足立区農業委員会会長

荒堀 安行

7月20日に開催された第1回総会において、会長に荒堀安行委員、会長職務代理者に鹿濱徳雄委員が選出され、第24期足立区農業委員会が始動しました。

●第24期足立区農業委員（No.は議席番号）

No.	氏名	No.	氏名
11	宇佐美 一彦	10	馬場 博文
9	星野 信雄	8	寶谷 実
7	吉田 勉	6	横山 恭臣
5	鈴木 博利	4	内田 宏之
3	横井 善彦	2	鹿濱 徳雄
1	荒堀 安行		

就任委員からひとこと

鹿濱委員（会長職務代理者）

このたび、農業委員の任命を賜り、重責を痛感する次第です。微力ですが、足立区の農業者のため、一杯努めてまいりますので、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

横井委員

このたび、農業委員に推薦され、任命していただきました。都市における農業、自然環境ともに厳しさを増しております。足立区の農業者のために、精一杯努めていく所存です。皆様のご協力をお願いいたします。

内田委員

足立の農地を見たり、農業者の話を拝聴したりしながら、都市農業の在り方を3年間勉強させていただきました。これから特定生産緑地の指定手続きの大切な時期になります。できるだけ農地を残せるように皆様とともに考え、行動してい

きたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

鈴木委員

このたび、農業委員を務めさせていただきましたことになりました。年々、都市農業を取り巻く環境は厳しくなっておりますが、地域農業の活性化のため皆様のお役に立てるよう、精一杯努力してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

横山委員

このたび、農業委員に任命していただきました横山です。委員になり、2期目を迎え、今まで以上に足立区の農業の発展と農地保全のため、全力で委員の仕事を務めてまいります。皆様のご協力をお願いいたします。

吉田委員

農業委員に任命され、大変光栄に思うと同時に重責を感じます。農業経営環境は日々厳しさを増し、後継者問題や特定生産緑地制度への移行など、大きな課題が山積みしています。利害関係を有しない立場の私ですが、農業者と区民との双方向で良好な関係が築けるよう、精一杯委員活動に努めてまいります。

寶谷委員

このたび、農業委員2期目を任命していただきました。都市農業を営むには、大変難しい時代に大役を仰せつかったことは、その責任の重さをひしひしと感ずる次第であります。足立区内の貴重な農業・農地保

全に、少しでも力になればと思っておりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

星野委員

このたび、農業委員を務めさせていただきましたことになりました。私も農業委員を務めて4期目となります。今期中に平成4・5年に指定を受けた生産緑地の指定30年目を迎え、特定生産緑地の選択への問題等、農業者の皆様も大変な時期かと存じますが、微力ながらお手伝いさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

馬場委員

このたび、農業委員3期目を務めさせていただきます。農業委員1期目は、無我夢中でした。2期目は少し経験に慣れ、余裕ができました。今回も1期目同様、初心に戻り農業者の皆様のため、都市農業発展のため、努力したいと思っておりますので、ご指導・ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

宇佐美委員

このたび、農業委員2期目を務めさせていただきます。新任の気持ちを忘れずに、足立区の農業発展に尽力したいと思います。よろしくお願ひいたします。

11名の委員が農業者、地域住民、関係機関との連携を深めながら、農業を守り発展させる活動を進めていきます。

退任委員からひとこと

田中太郎吉委員（第23期会長職務代理者）

7月20日をもちまして、農業委員を退任いたしました。委員を任命されて以降9年の間、皆様にはひとかたならぬお世話になりました。皆様にはひとかたならぬ御礼を申し上げます。ひとえに皆様のご厚情とご支援のおかげと、心より感謝いたしております。

今後は、社会に対してこれまでのご恩返しをさせていただきたいと思っております。

長い間ありがとうございました。
今後ともご指導よろしくお願いいたします。

東京都市農地保全支援プロジェクト

「都市農地保全支援プロジェクト」

農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させるとともに、地域住民に配慮した基盤整備により、貴重な都市農地の保全を図る事業です。

【補助率】 3/4 以内

【募集予定】

令和3年4月頃
(令和4年度施工分)

【内 容】

防災兼用農業用井戸・土留め・フェンス・簡易直売所・防葉シャッターの整備等

こちらの事業は

認定農業者でなくても

活用できます。

「農地の創出支援事業」

市街化区域において、農家所有の宅地等を農地として整備するための支援を行い、積極的に農地の創出を図ることで、農地の減少に歯止めをかけることを目的とした事業です。

【補助率】 1/2 以内

【募集予定】

令和3年4月頃
(令和4年度施工分)

【内 容】

- ・建築物等解体処分費用の一部、除礫、深耕、客土等、農地利用に必要な整備
- ・最低限1a以上
- ・整備後、8年間以上営農すること。
- ・生産緑地指定が前提

こちらの事業は認定農業者でなくても活用できます。

「施設整備事業（仮）」

収益性の高い農業展開に必要な施設整備等を支援する事業です。

○対象…認定農業者のみ

○内容…パイプハウス等生産施設・農業用機械・栽培関連施設等の整備

※補助率などの事業の詳細につきましては、現時点では未定となっております。

どの事業も、詳細は足立区農業振興係までお問い合わせ下さい。

農地利用状況調査を実施します

平成21年の農地法の改正により、農地を所有している方は、農地を適正に管理しなければならぬ責務が規定されました（農地法第2条の2）。

これに伴い、農地法第30条に基づき、農業委員会が実施する「農地パトロール」が法制化されました。調査の結果、適正に農地が管理されていないと認められる場合、農業委員会から土地所有者に対し、必要な指導を実施させていただきます。

生産緑地においては、適正に管理されていない、または改善が見られない場合、（次ページに記載の「特定生産緑地の申請手続き」参照）特定生産緑地指定ができなくなります。また、納税猶予適用農地については税務署に通知し、その結果として、期限の確定（納税猶予の打ち切り）となる場合があります。

足立区農業委員会では、令和2年9月15日から10月16日までを『農地保全・利活用促進月間』と設定して農地パトロールを実施し、農地の利用状況について調査いたします。つきましては、期間中に、担当の農業委員が実際に農地等に出向き、農地が適正に管理されているか等、調査をさせていただきますので、農業者の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

特定生産緑地の指定申請を受け付けています

特定生産緑地制度は、指定から30年を迎える生産緑地について、買取申出が可能となる時期を10年間延長する制度です。特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の税制特例が継続されます。

足立区では、平成4年又は平成5年に生産緑地の指定を受けた農業者の皆様を対象に、特定生産緑地の指定申請を受け付けています。対象となる生産緑地を所有され、引き続き農業経営を継続される農業者の方は、農業振興係窓口（区役所本庁舎南館4階）にて手続きをお願いいたします。

なお、指定から30年を経過すると、特定生産緑地の指定を受けられなくなりますので、早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

■申請受付状況（令和2年7月31日時点）

平成4年又は平成5年指定 151地区のうち、86地区申請受付済（56.9%）
109世帯のうち、60世帯申請受付済（55.0%）

■申請受付から指定までの流れ

- ①申請書類の提出、審査・・・農業振興係までご提出をお願いいたします。
- ②申請地の現地調査・・・営農及び肥培管理等の状況を確認させていただきます。
- ③農業委員会にて審議・・・農地の管理状況等について審議します。
- ④都市計画審議会にて意見聴取・・・指定の可否について審議します。
- ⑤特定生産緑地の指定、告示・・・指定された旨を農業者へ通知します。

■申請手続きに必要な書類について

- ①土地登記簿謄本（全部事項証明書）
- ②公図、案内図
- ③農地等利害関係人同意確認書 ※1
- ④印鑑証明書（土地所有者全員、他利害関係人）
- ⑤実測図又は地積測量図 ※2 など

※1 相続税納税猶予制度を受けている方の財務省の抵当権については、区が一括して税務署長の同意を取得する予定です。

※2 一筆の中の一部分を特定生産緑地として指定される場合は、分筆をしていただき、分筆後の土地登記簿謄本とあわせて実測図又は地積測量図の提出をお願いいたします。

【申請手続きに関する問合せ】

足立区農業委員会事務局

電話：03-3880-5866

例) 生産緑地に指定した時期が分からない、
申請書類の書き方が分からない等

農産物の放射性物質検査状況

東京都では農産物に含まれる放射性セシウム¹³⁴・¹³⁷を定期的に検査しています。今年度の区内産の野菜について、都農林総合研究センターが行った検査（令和2年5月18日 コマツナ（露地栽培））の結果、セシウム¹³⁴・¹³⁷どちらも検出されませんでした。

※農産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム¹³⁴と¹³⁷の合計が100Bq/Kg以下です。

●ご意見・ご感想をお寄せください●
農業委員会だよりの感想や今後取り上げてほしい記事などがありましたら、農業委員会事務局（農業振興係）までお寄せください。

TEL (3880) 5866直通

農業委員会審議・処理件数を報告します

農業委員会は、農地関連法に基づく法令業務や農業振興に関する様々な活動を行っています。令和元年度に審議・処理等を行った主な業務は、次のとおりです。

審議・処理内容		件数	面積 (㎡)
相続税等納税猶予関係	適格者証明書発行	2	4,625.00
	特例農地等における3年毎の農業経営継続証明書発行	22	41,639.62
生産緑地関係	農業の主たる従事者についての証明書発行	6	9,851.00
相続関係	3条の3届出（相続による農地取得）受理	3	2,836.00
農地転用関係	4条届出（自己転用）受理	83	36,596.97
	5条届出（所有権等移転）受理	61	18,284.35